

置賜広域行政事務組合
公共施設等総合管理計画
個別施設計画

【消防本部編】



令和8年1月

置賜広域行政事務組合

《目 次》

I	計画の目的、位置づけ	1
II	対象施設	2
III	計画期間	3
IV	公共施設の施設管理計画	4
V	取組体制	18
VI	対策内容と実施時期及び対策費用	18
VII	フォローアップ	18

I 計画の目的、位置づけ

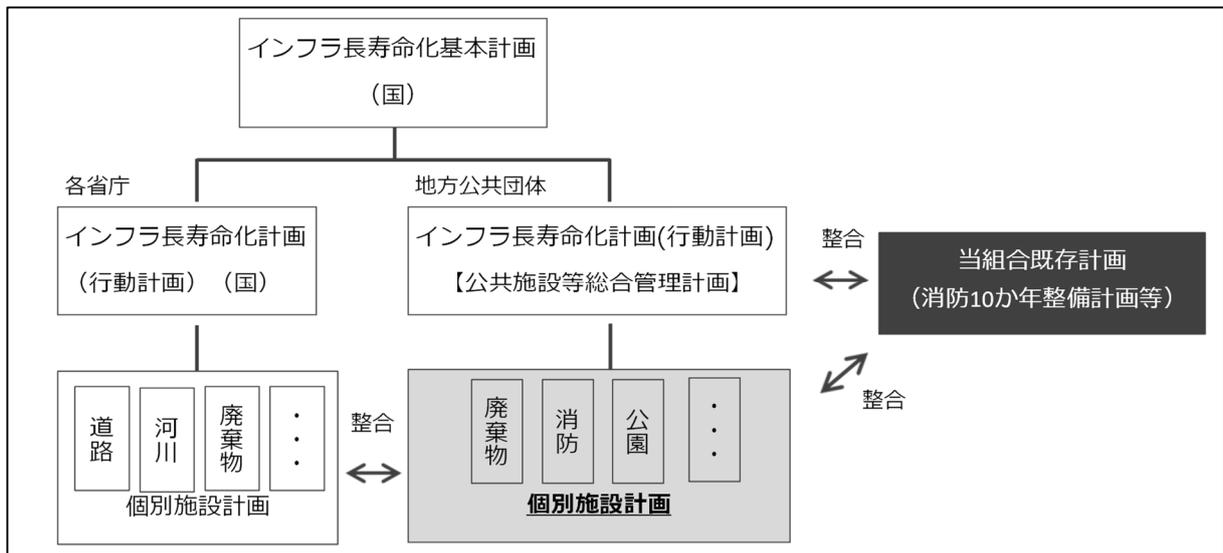
近年、公共施設の老朽化が大きな問題となっています。本組合が保有している公共施設等も老朽化が進んでいるため、総合的、計画的に公共施設等の管理を行うべく、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、置賜広域行政事務組合公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成29年3月に策定しました。

置賜広域行政事務組合公共施設等総合管理計画個別施設計画（以下「本計画」という。）は、総合管理計画の基本方針に沿って、施設の状態や点検、診断の結果から施設毎に対策方針を定め、将来を見据えた効率的な維持管理のため策定するものです。

消防本部が保有する施設は、消防・救急・救助の要であり、災害時には重要な活動拠点となります。このことを踏まえ、計画的な長寿命化対策を行い、施設の安全性や機能を維持できるよう計画していきます。

また、本組合消防本部では、消防庁舎、通信指令設備及び消防・救急車両の更新を計画した、置賜広域行政事務組合消防10か年整備計画（以下「消防10か年整備計画」という。）を策定しています。このため、本計画では、消防10か年整備計画と整合を図り、各施設及び設備における現状と課題、維持管理の方針及び計画並びに対策費用等について示すこととします。

図1 計画の位置づけ



Ⅱ 対象施設

本計画では、総合管理計画の対象施設について、下表のとおり「消防庁舎」と「通信指令施設」に分類し、掲載します。（表1）

表1 対象施設一覧

施設分類	施設名称
消防庁舎	消防本部・米沢消防署
	米沢消防署東部分署
	米沢消防署城西分署
	米沢消防署北部出張所
	南陽消防署
	高島消防署
	川西消防署
通信指令施設	消防指令センター
	消防本部基地局
	高島基地局
	南陽川樋基地局
	南陽萩基地局
	米沢天元台基地局
	米沢板谷基地局
	栗子トンネル無線設備

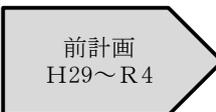
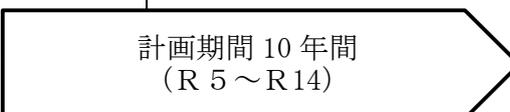
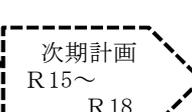
Ⅲ 計画期間

本計画の計画期間は、総合管理計画よりも計画期間の終期が早い、消防 10 か年整備計画に合わせることにし、令和 8 年度から令和 14 年度とします。

また、総合管理計画は、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて、概ね 10 年毎に計画を見直すこととしていることから、その場合には本計画についても見直し内容を反映させるものとします。

なお、令和 15 年度以降については、総合管理計画の期間と整合性を図ることを考慮し、次期計画の策定については、本計画及び消防 10 か年整備計画の延長若しくは 4 か年の期間のみ策定するなどについて、今後検討するものとします。

表 2 計画期間

年度	平成 29 年度～令和 7 年度	令和 8 年度～18 年度
公共施設等総合管理計画 (平成 28 年度策定)		
消防 10 か年整備計画 (令和 5 年度策定)		 
個別施設計画 (令和 7 年度策定)		 

IV 公共施設の施設管理計画

対象施設について、施設ごとに現状と課題を整理し、今後の維持管理の方針及び計画について定めるものとします。

また、総合管理計画の維持管理・修繕・更新等の実施方針に基づき、施設の大規模改修を概ね30年毎に行い、長寿命化を進めることで施設の使用目標年数は、耐用年数（SRC造・RC造50年、S造38年）を超える60年とします。

なお、消防庁舎の配置並びに施設更新、建設の方針については、消防10か年整備計画によるものとします。

1 消防庁舎

(1) 消防本部・米沢消防署

延床面積（㎡）	建設年	経過年数	構造（代表建物）
1,215	昭和46年	54年	RC造

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

消防本部・米沢消防署は、昭和46年に供用開始し、本組合消防本部が所有する施設で最も古い施設であり、老朽化による壁面、天井及び床面の剥離、露出、亀裂及び塗装劣化が顕著にあります。

また、近年の消防救急車両の大型化、資機材の多様化などにより、車両及び資機材の格納スペースが十分に確保できない状態です。

敷地についても、駐車場を利用して訓練スペースを確保している状況であり、災害招集時や大規模災害時の災害活動拠点施設としての機能、敷地規模が充分ではなく、手狭となっている状況です。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

- ・耐震診断（平成26年度実施）では次の診断結果が報告されました。

<診断結果>

構造耐震指標（ I_s ）：0.718（最低値：0.70）

保有耐力に係る指標（CTUSD）：0.734（最低値：0.30）

<診断判定>

桁行方向、梁間方向共に、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い」

- ・その他

統括安全責任者巡視（1回/年）を実施

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

本署は、米沢市の中心地区を主な管轄としており、消防組織、消防救急業務を統括し、消防行政や災害対応の中核であり、災害活動拠点施設として重要な施設です。

② 対策の方針

消防 10 か年整備計画において、令和 9 年度から 4 か年事業で建設事業を計画しています。建設完了までの間、消防救急業務が滞ることがないよう必要な維持補修を見極め、消防機能の維持、強化に努めます。

③ 施設更新の方針

令和 6 年度から建設準備委員会を設置し、用地、面積、規模、施設及び費用について検討、協議を行っております。新たに整備する庁舎は、周辺環境に配慮しつつ、災害に強い庁舎とし、災害時には災害活動拠点施設となるため、多機能型訓練塔及び自家用給油所等の付帯施設の整備を検討、協議を行っていきます。

(2) 米沢消防署東部分署

延床面積 (㎡)	建設年	経過年数	構造 (代表建物)
603	平成6年	31年	R C造

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

米沢消防署東部分署は、平成6年の供用開始から31年が経過しています。施設の老朽化に伴い、突発的な不具合発生しており、都度補修を行っている状況です。

また、外壁及び屋根の劣化による塗装剥離や地盤沈下、車庫床面の不等沈下、排水インバート柵の傾きが発生している状態に加え、台所、浴室等の水回りを含む共有設備などの老朽化が進んでいる状態です。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

統括安全責任者巡視（1回／年）を実施

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

本分署は、米沢市の東部地区を主な管轄とし、管内には危険物・毒劇物等を取り扱う企業が立地する八幡原工業団地や東北中央自動車道があります。危険物火災等の特殊災害に対し、化学消防自動車を配備しており、迅速に対応するため非常に重要な位置付けとなっています。

② 対策の方針

令和4年度に新型コロナウイルス感染症対策として、仮眠室の個室化や換気設備の整備等の大きな改修を実施し環境整備を図っていますが、今後20年以上使用していくためには、施設本体、共有設備、外構等の維持補修が必要となります。

そのため、外壁塗装や屋根の防水処理等のほか、内壁のクロス張替え、天井の塗装、台所や浴室等の水回りの改修工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、地盤沈下、車庫床面の不等沈下、排水インバート柵の傾きについては、地割れや庁舎の傾き等の前兆がないことから、必要に応じ対策を講ずることとします。

(3) 米沢消防署城西分署

延床面積 (㎡)	建設年	経過年数	構造 (代表建物)
562	平成 29 年	8 年	R C 造

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

米沢消防署城西分署は、平成 29 年に米沢消防署西部出張所及び南部出張所を統廃合し、米沢市の西部地区と南部地区を主な管轄として新たに建設しました。

供用開始から 8 年が経過し大きな不具合は発生していませんが、施設壁面にクラック等がみられるため、定期的に維持補修を行う必要があります。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

統括安全責任者巡視（1 回／年）を実施

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

本分署の管内には、教育施設、福祉施設等の公共施設を始め、小野川地区、白布地区の各温泉街や天元台スキー場もあり、広範囲を管轄しています。

近年の救急需要の増加を踏まえ、高規格救急自動車を配備しており、救急体制の充実、強化を図るために重要な位置付けとなっています。

② 対策の方針

外壁塗装、屋上アスファルト防水処理及び非常用自家発電設備等の補修について、10 年から 15 年ごとに定期的な補修を行い、適切な維持管理に努め、施設の長寿命化に努めます。

(4) 米沢消防署北部出張所

延床面積 (㎡)	建設年	経過年数	構造 (代表建物)
144	昭和 57 年	43 年	S 造

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

米沢消防署北部出張所は、昭和 57 年の共用開始から 43 年が経過し、内外壁の劣化が発生しているほか、基礎の剥離、軒天及び車庫の防火ボードの損傷が見られます。

また、他の消防庁舎に比べ気密性及び断熱性が低く、居住性の低下が見られるため、職員の厚生面においても、検討が必要な状況となっています。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

統括安全責任者巡視（1 回／年）を実施

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

本出張所は、米沢市の北部地区を主な管轄とし、消防広域化のメリットを活かし、隣接する高畠町及び川西町の災害に対しても、迅速な対応が可能です。

② 対策の方針

建物自体の補修のほか、非常用自家発電設備や空調設備の補修など、必要となる補修を定期的に行っていますが、施設の老朽化が進行していることや居住性の問題もあることから、今後、建設時期等について協議、検討を図る必要があります。

(5) 南陽消防署

延床面積 (㎡)	建設年	経過年数	構造 (代表建物)
1,294	平成 29 年	8 年	R C 造

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

南陽消防署は、平成 26 年に実施した耐震診断結果に基づき、平成 29 年に南陽市三間通から同市若狭郷屋に移転し建設しました。

敷地内には、訓練塔及び防災資機材倉庫を併設し、多様化する災害に対応するため、各種訓練の実施や防災資機材の格納スペースを確保し、消防力の強化を図っています。

供用開始から 8 年が経過し大きな不具合は発生していませんが、施設の壁面や訓練塔の壁面に剥離等がみられるため、定期的に維持補修を行う必要があります。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

統括安全責任者巡視 (1 回/年) を実施

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

本署は、南陽市全域を管轄しており、国道 113 号赤湯バイパスや梨郷道路の開通により、東北中央自動車道や公立置賜総合病院へのアクセスが向上し、迅速な消防救急活動が可能となり、今まで以上に消防救急体制の充実、強化が図られています。

② 対策の方針

外壁塗装、屋上アスファルト防水処理を 10 年から 15 年ごと定期的に補修を行います。

さらに、電気設備等も耐用年数を考慮し、定期的に補修を行い、機能維持に努めます。

また、各種訓練を実施していくうえで、付帯施設についても定期的に補修し長寿命化に努めます。

(6) 高島消防署

延床面積 (㎡)	建設年	経過年数	構造 (代表建物)
997	平成 28 年	9 年	R C 造

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

高島消防署は、平成 26 年に実施した耐震診断結果に基づき、平成 28 年に建設しました。

出動準備室や仮眠室の個室化、施設内に屋内訓練スペースを整備するなど、様々な面で消防力の強化及び職員の厚生面にも配慮した施設です。

供用開始から 9 年が経過し大きな不具合は発生していませんが、施設壁面のクラックや屋上防水シートの変形等がみられるため、定期的に維持補修を行う必要があります。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

統括安全責任者巡視 (1 回/年) を実施

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

本署は、高島町全域を管轄し、周囲には公共施設、福祉施設、店舗等が密集しているほか、道路状況も良く、多方面にアクセスしやすい位置に配置されています。

② 対策の方針

外壁塗装、屋上アスファルト防水処理を 10 年から 15 年ごと定期的に補修を行います。

さらに、非常用自家発電設備等も耐用年数を考慮して、定期的な補修を行い、機能維持に努めます。

(7) 川西消防署

延床面積 (m ²)	建設年	経過年数	構造 (代表建物)
712	昭和 54 年	46 年	R C 造一部 S 造

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

川西消防署は、昭和 54 年に供用開始し、本組合消防本部が所有する施設の中で、消防本部・米沢消防署に次ぐ建築年数です。

平成 28 年に耐震補強工事を実施したほか、令和 4 年には新型コロナウイルス感染症防止対策として、ユニットシャワー室増設や救急資器材倉庫を整備したほか、トイレ等の設備を改修しました。

しかし、老朽化による壁面、天井及び床面の剥離、露出、亀裂及び塗装劣化が顕著であるほか、消防救急車両の大型化、資機材の多様化などにより、車両等の格納スペースが確保できず、隣接する川西町役場倉庫の一部を借用し格納している状況で、敷地についても手狭な状況です。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

・耐震診断（平成 26 年度実施）では次の診断結果が報告されました。

<診断結果>

構造耐震指標 (I_s) : 0.454 (最低値 : 0.90)

保有耐力に係る指標 (CTUSD) : 0.458 (最低値 : 0.30)

<診断判定>

・鉄筋コンクリート造部分

東西方向は、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。」

南北方向は、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い。」

・鉄骨造部分

「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。」

・その他点検実施状況

統括安全責任者 (1 回/年)

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

本署は、川西町全域を管轄し、管内には三次救急医療機関である公立置賜総合病院があります。そのため、各医療機関との連携や災害対応において重要な施設です。

また、国道 113 号赤湯バイパスや梨郷道路の開通により、他管轄への消防救急活動がより効果的に行えるようになりました。

② 対策の方針

消防 10 か年整備計画に基づき、令和 12 年度から 3 か年事業として建設事業を計画していますが、建設完了までの間、消防救急業務が滞ることがないように必要最小限な維持補修を見極め、消防力の維持に努めます。

車両格納スペースの確保については、現施設の改修、増築は行わず、現状維持とし、借用している倉庫の使用について、必要に応じて川西町と協議していくこととします。

③ 施設更新の方針

建設事業推進に伴い、令和 9 年度から建設準備委員会を設置し、用地、面積、規模、施設及び費用について検討・協議を行うこととしています。

新たに整備する庁舎は、現状の課題を解決していくとともに、消防本部・米沢消防署の方針同様、周辺環境に配慮しつつ、災害に強く災害活動拠点施設として必要な施設の整備、環境に配慮した施設を目指して検討・協議を進めていきます。

2 通信指令施設

通信指令施設は、平成 24 年の消防広域化に伴い、高機能消防指令センター（庁舎・通信指令システム）を整備し、併せて平成 26 年に消防救急デジタル無線設備を整備し運用を行っています。

表 3 通信指令施設一覧

名 称	住 所	運用年月日 (経過年数)	延床面積
高機能消防指令センター			
庁 舎	米沢市金池五丁目 2 番 41 号	H24. 1. 10 (13 年)	549 m ²
通信指令システム		R6. 3. 1 (1 年)	
消防救急デジタル無線設備			
消 防 本 部 基 地 局	米沢市金池五丁目 2 番 41 号	H26. 3. 28 (11 年)	88 m ²
米沢天元台基地局	米沢市大字李山 12117 番地の 2		61 m ²
米沢板谷基地局	米沢市万世町刈安 23962 番 3		9 m ²
高 畠 基 地 局	高畠町大字高畠 436 番地		48 m ²
南陽川樋基地局	南陽市川樋 380 番地		54 m ²
南陽萩基地局	南陽市萩 846 番地		47 m ²
栗子トンネル無線設備	東北中央自動車道 栗子トンネル内	H29. 3. 31 (8 年)	—

(1) 高機能消防指令センター

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

高機能消防指令センターは、消防本部・米沢消防署庁舎東側に位置し、1階を車庫、2階を高機能消防指令センターとして、平成24年に建設しました。令和6年4月からは西置賜行政組合消防本部との通信指令共同運用を開始しています。

通信指令システムは、置賜3市5町すべての119番通報を受信し、災害の収束に至るまでの通信指令業務を一元化し、24時間、365日稼働しています。

大きな不具合は発生していませんが、指令室天井（一部分）からの雨漏りを修繕した経緯があるため、必要に応じた対応を講ずることとします。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

- ・保守点検業務委託（定期保守：1年／回、緊急保守：常時）
- ・気象観測測定機器検定（5年／回）
- ・統括安全責任者巡視（1年／回）

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

本施設及び通信指令システムは、災害対応の要であり、非常に重要な施設及び設備です。

特に119番通報受信から出動指令までの初動対応は、現場活動への影響に直結し、遅延または停止させることは、消防力の低下に繋がることから、常に正常に稼働させる必要があります。

また、停電発生時においても同様であり、非常用自家発電設備を稼働させることで、通信指令業務の遅延または停止が発生しないようにすることが重要となります。

② 対策の方針

令和6年4月から通信指令共同運用を開始していますが、これに伴い、最新の通信指令システムを整備したほか、ユニットシャワー室の整備をはじめとした施設の改修を実施しました。

本施設は、建設から13年が経過していますが、施設の様子は良く、劣化や外壁剥離等は見受けられない状態のため、今後も施設巡視を行いな

がら、必要に応じて屋根の防水処理や外壁塗装等を実施し、万が一にも漏水等により通信指令システムに障害が発生しないよう、定期的な補修を行っていきます。

③ 施設更新の方針

通信指令システムは、毎年度保守点検を実施し、令和11年度には、システムの主要機器の更新を行い機能維持に努めます。

また、通信指令システムの全更新については、機器の状況等を考慮し、通信指令共同運用として、適切な時期に更新を図ることとします。

(2) 消防救急デジタル無線・各基地局

(基地局：消防本部・米沢天元台・米沢板谷・高畠・南陽川樋・南陽荻)

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

消防救急デジタル無線は、電波法関係審査基準の改正に伴う電波伝搬調査結果に基づき、管轄内6箇所は無線基地局を整備し、消防指令センターや消防車両へ出動指令や無線交信による情報支援体制を確立し、平成26年から運用しています。

無線基地局は通信指令システム同様24時間、365日の稼働が必要であり、基地局の環境を一定に保つため、空調設備にあっても同様に稼働しています。局舎に大きな不具合は発生していませんが、機器等については消耗度合いに応じた不具合が発生しているため、維持補修を行い性能維持に努めていきます。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

保守点検業務委託（定期保守：1年／回、緊急保守：常時）

※ 鉄塔、局舎を除く。

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

当施設は、通信指令システムと密接な関係があると同時に、現場での消防救急活動において、活動全体の統括、情報の集約及び隊員の動向を把握するなど、重要な情報伝達手段の一つです。

② 対策の方針

毎年度に保守点検を実施していき、令和11年度から3か年事業として局舎、鉄塔を除く無線設備の更新を行います。

無線基地局である各鉄塔、局舎については、構成する2市2町全域を電波伝搬するため、天元台や板谷等の山間部、山頂部に設置しているものもあり、現在の位置からの移転や基地局数の減数は、無線電波の不感地帯が生じる恐れがあります。そのため、現在の設置箇所及び数量は変えず、必要な維持補修を行っていきます。

(3) 栗子トンネル無線設備

ア 現状と課題

① 施設概要及び劣化・損傷等の状態

栗子トンネル無線設備は、東北中央自動車道の米沢八幡原 I C から福島大笹生 I C までの区間に整備された栗子トンネル内の災害対応のための無線設備を福島市と協定を結び共同で整備を行いました。

トンネル内では、電波遮断により無線交信が不感となるため、トンネル内の無線交信が可能となるよう無線設備を整備し、福島市消防本部と相互に情報伝達を行える協力体制を確立しました。

供用開始から 8 年が経過し、大きな不具合は発生していませんが、定期的に維持補修を行う必要があります。

② 点検・診断の有無及び診断結果等

保守点検業務委託（定期保守：1 年／回）

イ 維持管理の方針及び計画

① 施設の必要性、配置の考え方

栗子トンネルは全長が長く、本組合消防本部で所有する無線設備では、電波遮断により無線交信ができず、災害対応時の情報伝達手段が当設備のみとなることから、必要不可欠な設備です。

② 対策の方針

維持管理等については、福島市との協定に基づき、福島市が事業主体となり実施し、本組合は負担金を支出しています。

今後も協定に基づいた維持管理を実施しながら、更新整備等については、福島市と協議し実施していきます。

V 取組体制

本計画の推進に当たっては、所管部署ごとに計画した内容を着実に実施するとともに、公共施設を取り巻く状況及び計画の進捗を一元的に管理していく必要があることから、消防本部警防課と事務局施設課が互いに協力しながら、情報の共有や調整、取りまとめ等を行い、対象施設の総合的かつ計画的な管理を行っていきます。

また、各所管部署と連携して、公共施設マネジメントのあり方、経営的視点に立った施設の総量の最適化、維持管理手法及びコストに関する職員意識の向上に努めます。

VI 対策内容と実施時期及び対策費用

庁舎、設備及び機器等の適切な維持管理を計画的に行うための、対策内容、実施時期及び対策費用については、消防 10 か年整備計画の実施計画である「消防施設整備実施計画」において示すこととします。対策費用については、さらなる縮減と平準化を図り、構成市町の負担軽減に努めます。

消防施設整備実施計画に計上した項目と費用については、毎年度の予算に反映していくこととしますが、施設の状況に応じた対策を講じていくため、毎年度、向こう 5 年間程度の実施計画を作成し、予算編成を行うこととします。

なお、突発的な事故などにより施設に損害が発生し、消防施設整備実施計画に掲載されていない項目の補修が必要となった場合には、別途予算計上することとします。

VII フォローアップ

本計画を確実に実行していくために、今後の構成市町の財政状況、社会情勢等の変化に対し、計画の進捗状況や実施効果の確認及び検証を実施し、適宜見直しを行うものとします。

置賜広域行政事務組合
公共施設等総合管理計画
個別施設計画
【消防本部編】

発行 置賜広域行政事務組合

〒992-0012 山形県米沢市金池三丁目1番 55 号

電話 0238-23-3246

<https://www.okikou.or.jp>